

訂正等の情報

下記の箇所に、誤りがありました。ご迷惑をお掛け致しまして大変申し訳ありません。
訂正をお願い致します。

◆ 平成 22 年 6 月 7 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 健康保険法 1	P 2 (3)	全国健康保険協会の業務	役員
改正情報 国民年金法	P 22 解説 1 行目	厚生労働大臣の権限に係 る事務のうち、	厚生労働大臣は、
出るデル過去 問・社会保険編	P 108 左欄 14 行目	制定され、翌年から実施 されています。	制定、施行されています。

◆ 平成 22 年 2 月 3 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 健康保険法 1	P 13 上から 2 行目 ～ 3 行目	「特別の理由があるとき」 <u>以外の事由</u> に限ります	「特別の理由があるとき」 に限ります

※ 会員専用ページに掲載しているものにつきましては、すでに修正をしたものとなっております。

◆ 平成 21 年 9 月 13 日

科目	該当箇所	訂正前	訂正後
改正情報 労働基準法	P 14 上から 11 行目～12 行目	できることとした ました	できることとしま した

※ 会員専用ページに掲載しているものにつきましては、すでに修正をしたものとなっております。